



相談事業の活動実績とご相談内容等について

令和3年度上期（令和3年4月～令和3年9月）



1.相談事業の概要

原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下「NDF」という。）は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法に基づき、法定業務である「NDFが資金援助を行った原子力事業者に係る原子力損害を受けた者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う」ことの一環として、**福島県内外で原子力損害賠償に係る弁護士による法律相談・行政書士による情報提供**を行っている。NDFが発足した平成23年の10月から実施し、令和3年9月までに延べ46,021件の相談・情報提供を実施した。

相談事業の形態について

対面相談（弁護士）

福島県内

巡回相談	復興住宅	復興住宅に入居された方々を対象に、個別相談を実施。
	仮設住宅	県内の仮設住宅集会所を順次訪問し、個別相談を実施。
	その他	避難指示が解除された地域の公共施設や借上住宅居住者で構成されている自治会の集会所等を会場として、説明会・個別相談を実施。
常設会場相談		県内（郡山市、福島市、会津若松市、白河市、いわき市、南相馬市、富岡町、楡葉町）の公共施設等を会場として、定期的に個別相談を実施。
弁護士会への委託相談		福島県弁護士会と法律相談事業に関する委託契約を締結し、福島県内の弁護士事務所、居宅、公共施設等で個別相談を実施。

福島県外

県外相談会		避難指示区域からの避難者が多い都県において、個別相談を実施。 （一部会場では賠償請求全般と住居確保損害を主なテーマとした説明会を同時開催）
NDF本部 対面相談		NDF本部（東京）で毎週火曜日・木曜日に個別相談を実施。 ※年末年始等を除く
弁護士会への 委託相談		全国の弁護士会と法律相談事業に関する委託契約を締結し、全国各地の弁護士事務所、居宅、公共施設等で個別相談を実施。

電話（弁護士・行政書士）

電話相談（弁護士）

NDF本部（東京）で毎週火曜日・木曜日に弁護士による電話やWEB会議システムを利用した個別相談を実施。

※令和3年8月よりWEB会議システムを利用したオンライン相談を開始
※年末年始等を除く

電話情報提供（行政書士）

NDF本部（東京）で毎週月曜日～土曜日に行政書士による電話での情報提供を実施。

※年末年始等を除く



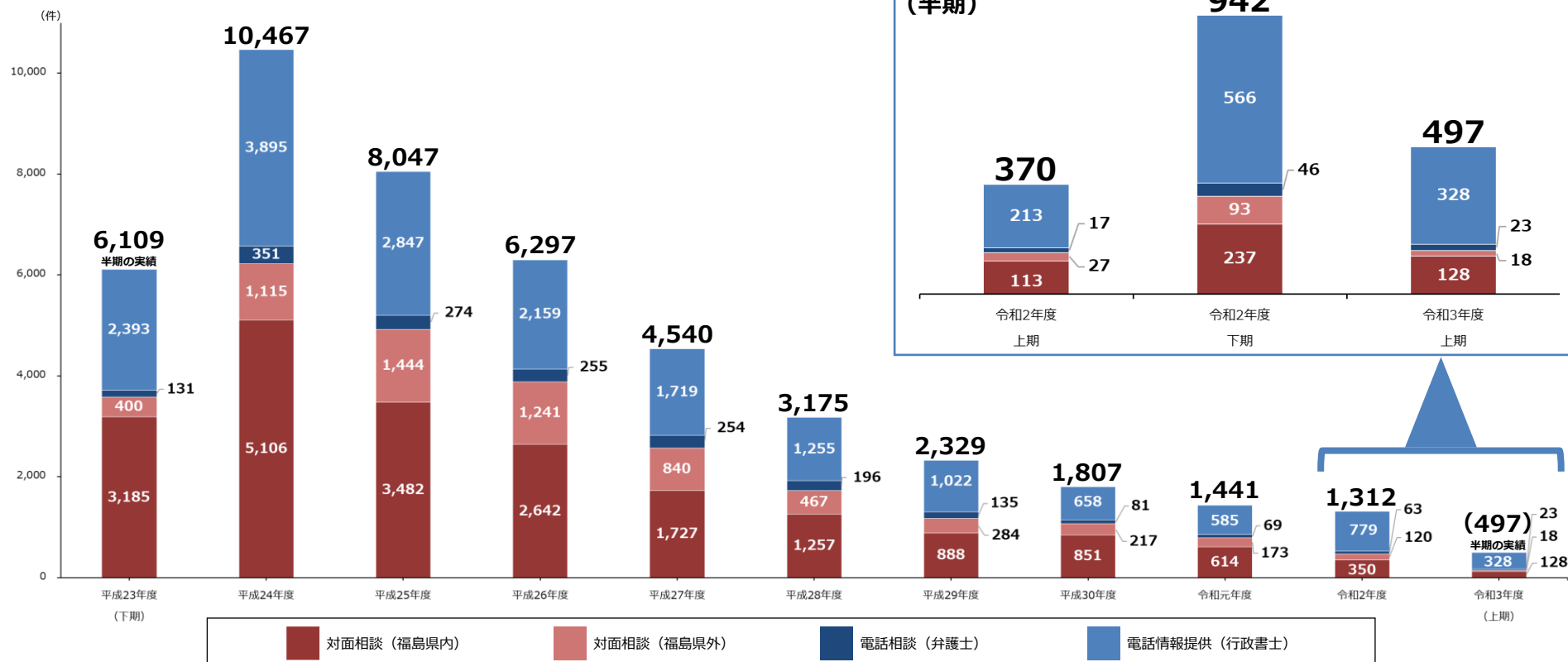
2-1.相談・情報提供件数の推移

✓ 令和3年度上期の対面相談、電話相談・情報提供の件数は、計497件（前年同期比+34.3%、+127件）となった。主な増加要因は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で対面相談を控えて電話での問い合わせが増えたこと、昨年度から実施されている文科省による広報（問い合わせ先がNDF電話相談ダイヤル）の反響が大きかったことが考えられる。なお、令和3年度上期途中から開始したオンライン相談の利用者はいなかった。

(497件の内訳)

- ✓ 対面相談の件数は、146件（前年同期比+4.3%、+6件）。
- ✓ 電話相談・情報提供の件数は、351件（前年同期比+52.6%、121件）。

相談・情報提供件数の推移（通期）



2-2.相談・情報提供件数の推移（相談形態別）

- ✓ 巡回相談は、40件で前年同期比+2.6%（+1件）となり、前年同期とほぼ変わらない結果であった。令和3年度上期は新型コロナ感染拡大の状況の悪化により、前年度同様に、一部復興住宅では感染を懸念する声があり開催できなかったこと、また相談会案内のための戸別訪問を感染拡大防止の観点から控えたこと等が影響したと考えられる。
- ✓ 常設会場相談は、68件で前年同期比+6.3%（+4件）となり、巡回相談同様に前年同期とほぼ変わらない結果であった。
- ✓ 福島県外については、県外相談会の減少が大きく目立つが、新型コロナ感染拡大の影響を受け一部相談会を開催延期・中止としたためである（相談会の開催が2回にとどまった）。※P5「3.県外相談会の相談実績」

相談・情報提供件数の推移（相談形態別）

(件)		平成23年度 下期	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	上期		令和3年度 上期	平成23年度～ 累計	
												上期	下期			
対面相談（弁護士）		3,585	6,221	4,926	3,883	2,567	1,724	1,172	1,068	787	470	140	330	146	26,549	
内 訳	福島県内	3,185	5,106	3,482	2,642	1,727	1,257	888	851	614	350	113	237	128	20,230	
	巡回相談	2,394	3,588	2,007	1,330	786	534	402	407	306	134	39	95	40	11,928	
	内 訳	復興住宅	－	－	－	－	3	34	236	328	270	120	37	83	38	1,029
		仮設住宅	2,360	3,327	1,718	1,133	657	449	131	25	0	0	0	0	0	9,800
		その他	34	261	289	197	126	51	35	54	36	14	2	12	2	1,099
	常設会場相談	791	1,518	1,475	1,312	941	723	486	395	241	173	64	109	68	8,123	
	弁護士会委託	－	－	－	－	－	－	－	49	67	43	10	33	20	179	
	福島県外	400	1,115	1,444	1,241	840	467	284	217	173	120	27	93	18	6,319	
	内 訳	県外相談会	356	390	475	598	365	233	150	103	96	51	15	36	5	2,822
		NDF本部対面相談	44	52	50	37	44	37	30	24	17	15	3	12	4	354
		弁護士会委託	－	673	919	606	431	197	104	90	60	54	9	45	9	3,143
	電話（相談・情報提供）		2,524	4,246	3,121	2,414	1,973	1,451	1,157	739	654	842	230	612	351	19,472
内 訳	電話相談（弁護士）	131	351	274	255	254	196	135	81	69	63	17	46	23	1,832	
	電話情報提供（行政書士）	2,393	3,895	2,847	2,159	1,719	1,255	1,022	658	585	779	213	566	328	17,640	
期間合計 対面相談+電話（相談・情報提供）		6,109	10,467	8,047	6,297	4,540	3,175	2,329	1,807	1,441	1,312	370	942	497	46,021	
説明会参加者数（人）		2,646	2,905	2,108	2,556	1,258	580	390	174	109	35	19	16	2	12,763	

- ✓ 12市町村では引き続き、「浪江町」、「南相馬市」、「富岡町」、「大熊町」、「双葉町」の件数が多い。
- ✓ また、前年度下期と同様に、「いわき市」、「その他福島県」の件数が多い。前年度から継続して実施されている文部科学省広報（福島県全域を対象とした新聞広告等）の反響で、事故時に自主的避難等対象区域に居住されていた方からの問い合わせが多い。

相談・情報提供件数の推移（事故発生時の居住地別）

(件)	平成23.3.11 時点の人口	平成23年度 下期	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		令和3年度 上期	平成23年度～ 累計
												上期	下期		
田村市	41,662	137	177	104	65	34	25	15	11	10	11	1	10	4	593
南相馬市	71,561	902	1,810	1,164	921	723	510	380	320	193	149	41	108	53	7,125
川俣町	15,877	138	152	82	55	40	28	25	12	7	4	0	4	7	550
広野町	5,490	83	212	80	49	31	18	8	5	4	19	4	15	11	520
楢葉町	8,011	300	529	340	367	222	160	104	53	44	53	14	39	16	2,188
富岡町	15,960	448	866	710	477	377	276	254	189	200	144	48	96	45	3,986
川内村	3,038	124	118	114	55	46	41	18	9	7	9	1	8	4	545
大熊町	11,505	353	820	503	384	202	146	152	135	147	138	54	84	35	3,015
双葉町	7,140	60	158	315	211	159	111	96	84	98	76	29	47	23	1,391
浪江町	21,434	814	1,657	1,176	801	567	417	366	371	300	221	69	152	89	6,779
葛尾村	1,567	100	134	86	60	40	30	21	18	7	10	1	9	7	513
飯館村	6,509	239	434	187	131	97	74	45	39	35	45	13	32	12	1,338
いわき市		439	475	345	253	193	105	61	45	26	45	6	39	24	2,011
その他福島県		1,189	1,325	1,264	1,127	728	415	198	95	67	139	19	120	60	6,607
福島県外		419	700	486	344	242	119	109	67	51	65	7	58	25	2,627
その他（外国、不明）		358	300	139	34	58	41	31	22	11	28	12	16	17	1,039
期間合計		6,103	9,867	7,095	5,334	3,759	2,516	1,883	1,475	1,207	1,156	319	837	432	40,827

※ 平成23.3.11時点の人口は、“避難指示区域の状況（避難地域12市町村の詳細）”。福島復興ステーション。 <https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/list271-840.html> より

※ 同一案件での継続的な相談・情報提供等は1件として集計する場合があるため、2-1・2-2の相談・情報提供件数の合計値とは一致しない

※ 「その他福島県」は、被災12市町村およびいわき市以外の福島県内の市町村

3. 県外相談会の相談実績 (県外相談会 + 賠償請求全般・住居確保損害に関する説明会)

・ 令和3年度県外相談会 相談実績と計画 (令和3年12月18日以降は計画を記載)

開催日		開催場所	県外相談 件数	説明会 参加者数
令和 3年 度 上 期	6月12日(土)	茨城県日立市(日立シビックセンター)	3件	
	7月10日(土)	東京都新宿区(新宿NSビル) ※賠償請求全般 + 住居確保損害に関する説明会同時開催	2件	2人
令和 3年 度 下 期	10月2日(土)	宮城県仙台市(中小企業活性化センター) ※賠償請求全般 + 住居確保損害に関する説明会同時開催	5件	7人
	10月24日(日)	埼玉県加須市(キャッスルきさい)	3件	
	11月13日(土)	東京都足立区(シアター1010)	10件	
	11月20日(土)	神奈川県横浜市(そごう9階・市民プラザ)	2件	
	12月11日(土)	茨城県つくば市(つくば市役所) ※賠償請求全般 + 住居確保損害に関する説明会同時開催	6件	9人
	12月18日(土)	山形県山形市(山形市総合福祉センター)		
	1月15日(土)	埼玉県川越市(ウェスタ川越)		
	1月22日(土)	東京都千代田区(東京国際フォーラム) ※賠償請求全般 + 住居確保損害に関する説明会同時開催予定		
	2月5日(土)	茨城県水戸市(茨城県総合福祉会館) ※賠償請求全般 + 住居確保損害に関する説明会同時開催予定		
	3月5日(土)	東京都豊島区(アットビジネスセンター池袋駅前)		

※新型コロナウイルス感染拡大に係る緊急事態宣言やまん延防止等重点措置による会場閉鎖のため、上期開催を予定していた一部の相談会は下期開催に変更

・ 過去の県外相談会 相談実績

開催年度	開催回数	県外相談 件数	説明会 参加者数
平成25年度	10回	98件	227人
平成26年度	32回	466件	1226人
平成27年度	20回	290件	701人
平成28年度	21回	197件	389人
平成29年度	16回	119件	229人
平成30年度	17回	103件	155人
令和元年度	19回	96件	100人
令和2年度	14回	51件	35人

※新潟県と山形県で定期的に開催していた相談会の実績は上記表に含まず(新潟県では平成24年度まで、山形県では平成29年度まで開催)

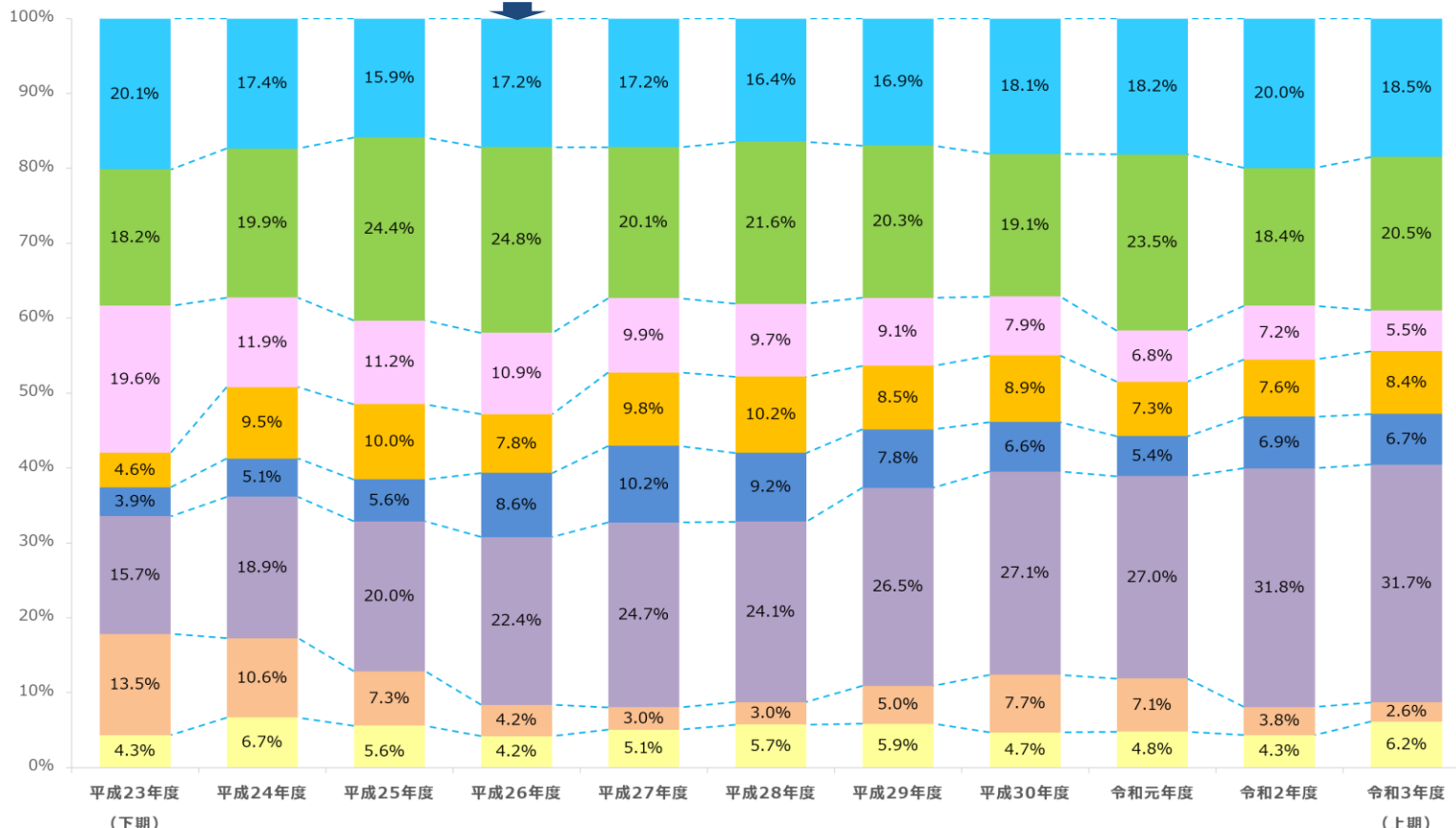


4.相談・情報提供内容の推移

- ✓ 相談・情報提供の内容の割合は、「請求手続・支払関係」、「財物賠償・住居確保損害」、「個人賠償」の順に高い比率となった。なお、「財物賠償・住居確保損害」のうち、住居確保損害の相談比率は約44%となっている。
 - ✓ 「請求手続・支払関係」の比率が、前年度に引き続き高く推移した。これは相談・情報提供全体に占める電話情報提供の利用割合が高いこと（電話情報提供は「請求手続・支払関係」の相談が多い）が主要要因と考えられる。なお、「消滅時効」に関する相談は大きく減少した。
- ※ 「消滅時効」に関する問い合わせ件数は、令和2年度下期76件に対し、令和3年度上期12件

相談・情報提供の内容の割合の推移

住居確保損害受付開始（H26.7.23）



(凡例)

- 個人賠償※
- 財物賠償・住居確保損害
- 生活費増加分・避難費用
- 営業損害
- 損害賠償の要件等
- 請求手続・支払関係
- 生活全般関係
- 行政・東電の取組姿勢

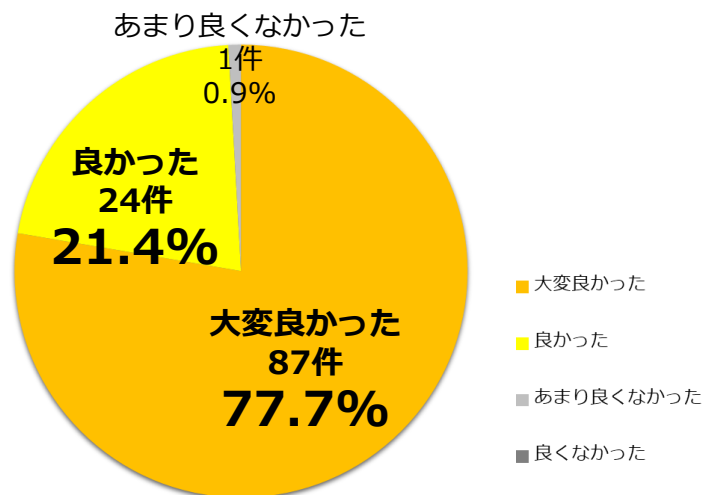
※個人賠償：精神的損害、生命身体的損害、一時立入・帰宅費用、就労不能損害、除染・検査費用、その他（お墓に関する損害の相談等）

※1件の相談に複数の相談内容が含まれる場合はそれぞれを相談内容の数に計上

※グラフは相談内容の総数に対する各相談内容の数の割合（相談内容の総数 平成23年度下期：10,064 平成24年度：19,180 平成25年度：15,878 平成26年度：13,318 平成27年度：9,931 平成28年度：5,845 平成29年度：4,362 平成30年度：3,616 令和元年度：2,743 令和2年度：2,554、令和3年度上期：860）

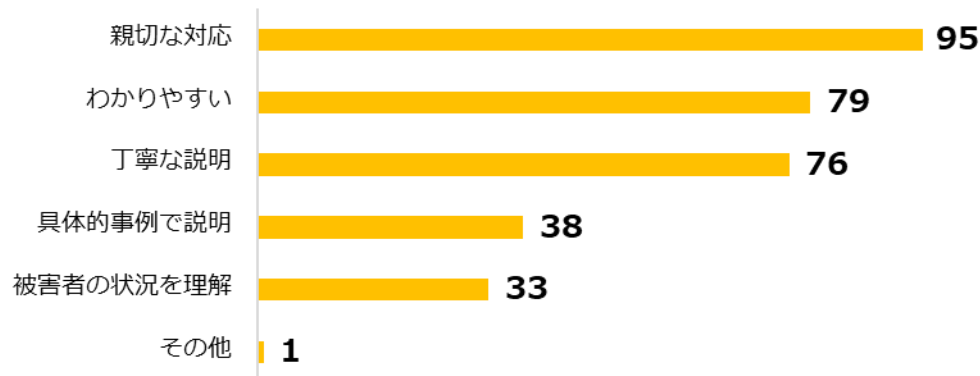
5.相談者アンケートによる相談会の評価

Q1.個別相談を行った弁護士の対応や説明はいかがでしたか？ n=112（巡回相談、常設会場、県外相談会で実施したアンケート結果の集計）



Q2.どのような点でそう感じられましたか？（複数回答可）

「大変良かった」「良かった」と思う点



「あまり良くなかった」「良くなかった」と思う点

